

第79回大阪府森林審議会

と き：平成26年12月22日（月）
午後3時から午後5時
ところ：ホテルプリムローズ大阪 鳳凰（東）

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

- (1) 会長の選任について
- (2) 大阪地域森林計画の樹立について

4 報 告

- (1) 放置森林対策行動計画の進捗状況及び検証について
- (2) 大阪府森林の保全及び都市の緑化の推進に関する調査検討会議における中間とりまとめについて
- (3) 林地開発許可の実績について

5 そ の 他

6 閉 会

配付資料一覧

- 次第
- 大阪府森林審議会規程、委員名簿
- 配席図

- 諮問書（写）「森林法に基づく大阪地域森林計画の樹立について」

- 資料 1 大阪地域森林計画の樹立について
- 資料 2 放置森林対策行動計画の進捗状況及び検証について（報告）
- 資料 3 放置森林対策行動計画（H25年12月改定）（参考）
- 資料 4 大阪府の森林保全及び都市緑化の推進に関する調査検討
（中間取りまとめ）の概要
- 資料 5 林地開発許可等実績について（報告）
- 資料 6 大阪府土砂の埋立て等の規制に関する条例案について

大阪府森林審議会規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、森林法に基づく大阪府森林審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会 長)

第2条 審議会に会長を置き、委員のうちから委員が互選した者をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、委員が互選したものがその職務を代行する。

(会議の招集)

第3条 審議会は会長が必要と認めるとき、又は委員総数の3分の1以上の委員の要請があったとき、会長がこれを召集する。

2 会長は審議会を招集しようとするときはその会日の3日前までに、会議の日時、場所、議案その他必要な事項を委員に通知しなければならない。

(会議の定数)

第4条 審議会は委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(議 事)

第5条 審議会の会議は会長がその議長となる。

2 審議会の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 前項の場合においては、議長は、委員として議決に加わることはできない。

(部 会)

第6条 審議会の森林保全整備部会（以下「部会」という。）を置き、部会長のほか7名の委員をもって組織する。

2 部会長は、会長が指名する委員をもって充てる。

3 部会に属する委員は、会長が指名する。

4 部会の会議については、第2条から第5条までの規程を準用する。

(部会の議決事項)

第7条 部会は、次に掲げる事項について議決することができる。

- 一 林地の開発の調整に関する事項
- 二 保安林の指定解除に関する事項
- 三 森林病虫害の防除対策に関する事項
- 四 林業振興地域の整備育成に関する重要事項
- 五 林業構造改善に関する事項

2 前項各号に掲げる事項についての部会の議決は、これを審議会の議決とする。但し、会長は次期審議会において、これを報告しなければならない。

(部会の特例)

第8条 会長は、緊急の必要があり部会を招集する暇のない場合その他やむをえない事由のある場合は、第6条第4項の規程にかかわらず各委員の意見を個別に聴取し部会の会議に代えることができる。

2 第4条及び第5条の規程は、前項の場合について準用する。

(委 任)

第9条 この規程の定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附則 この規程は、平成3年11月1日から施行する。

附則 この規程は、平成14年11月1日から施行する。

附則 この規程は、平成22年9月30日から施行する。

大阪府森林審議会 委員名簿

平成26年11月1日現在(50音順 敬称略)

青木 庸三	近畿中国森林管理局長
奥野 壽一	大阪府指導林家
栗本 修滋	大阪府森林組合代表理事組合長
黒田 慶子	神戸大学大学院農学研究科 教授
小杉 緑子	京都大学大学院農学研究科 助教
坂野上 なお	京都大学フィールド科学教育研究センター 助教
芝田 啓治	河内長野市長
長島 啓子	京都府立大学大学院生命環境科学研究科 助教
中村 暢秀	社団法人大阪府木材連合会 会長
藤平 眞紀子	奈良女子大学生生活環境学部 講師
増田 昇	大阪府立大学大学院生命環境科学研究科 教授
松村 和樹	京都府立大学大学院生命環境科学研究科 教授
松本 昌親	千早赤阪村長
三好 岩生	京都府立大学大学院生命環境科学研究科 助教
吉田 昌之	京都大学名誉教授

み 第 2 4 0 8 号
平成 26 年 12 月 22 日

大阪府森林審議会会長 様

大阪府知事 松井 一 郎



森林法に基づく大阪地域森林計画の樹立について（諮問）

森林法第 5 条第 1 項の規定に基づき大阪地域森林計画を樹立するにあたり、貴審議会の意見を求めます。

【担 当】

大阪府環境農林水産部

みどり・都市環境室 みどり推進課

森林整備グループ 栃原・吉井

TEL : 06-6941-0351 (内 2753)

FAX : 06-6210-9551